

# 2020年度「新インターネット定点観測システム開発」

# に関する入札のご案内

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター (入札管理責任者 総務部長 村上憲二)

次のとおり一般競争入札に付します。

- 1. 入札に付する事項
- (1) 名 称:新インターネット定点観測システム開発
- (2) 内容等:別紙1のとおり(新インターネット定点観測システム開発作業内容)
- (3) 履行期限:別紙1のとおり(新インターネット定点観測システム開発作業内容)
- (4) 入札方法等:

本件は、JPCERT コーディネーションセンターが経済産業省より委託されている令和 2 年度サイバーセキュリティ経済基盤構築事業(サイバー攻撃等国際連携対応調整事業)で実施されるプロジェクトの一つとして実施し、総合評価落札方式で行う。

したがって、入札の際には提案書を提出し、技術審査を受けなければならない。落札決定に当たっては、税抜き価額をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかにかかわらず、入札書には税抜きの金額を記載すること。

## 2. 入札要件

- (1) 予算決算及び会計令(以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。ただし、 未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、参加する ことを認める。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者ではないこと。
- (4) 経営の状況、信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (5) 入札案件に対して原則、再委託を行わないこと。たたし、やむを得ない場合は JPCERT コーディネーションセンターに予め申し出ること。
- (6) 入札説明会に参加し、入札説明書の交付を受けた者であること。

# 3. 入札者の義務

この一般競争に参加を希望する者は、JPCERT コーディネーションセンターが配布する仕様書に基づい



て提案書を作成し、これを入札書に添付して入札書の受領期限内に提出しなければならない。また、落札者の決定日前日までの間において JPCERT コーディネーションセンターから当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、採用し得ると判断した提案書を添付した入札書のみを落札決定の対象とする。

4. 契約事項を示す場所等

(1) 入札説明会の日時及び場所

日時: 2020年7月27日(月) 13時30分~14時30分(1時間程度を予定)

場所:〒103-0023 東京都中央区日本橋本町 4-4-2 東山ビルディング 8 階

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター

TEL: 03-6271-8901 FAX: 03-6271-8908

※説明会参加希望者は 7 月 22 日 17 時までに cm-info@jpcert.or.jp に必要事項(法人名、部署名、参加者氏名、連絡先)を記載のうえ、メールにて参加希望の事前申し込みをすること。 ※新型コロナウィルス感染症の拡大により、Web 上での開催に変更する場合は、事前に通知する。

(2) 提案書の受領期限及び受領場所

期限: 2020年8月7日(金)17時00分(必着)

場所:「4.契約事項を示す場所等」(1)に同じ

方法:郵便(簡易書留による)のみ

(3) 入札者決定の通知日

2020年8月19日(水)

(4) 入札日

日時: 2020 年8月21日(金) 13時00分~ (落札者が決定するまで)

場所:「4.契約事項を示す場所等」(1)に同じ

- 5. その他
- (1) 入札保証金及び契約保証金

全額免除

(2) 入札書の変更及び取消し

入札者は、提出した入札書等の変更及び取消しをすることができない。

(3) 入札の無効

本公告の 2.入札要件に示す入札参加資格のない者による入札及び各項に定めた諸条件について、その 条件に違反した場合は入札を無効とする。

(4) 契約書の作成

落札者が JPCERT コーディネーションセンターと契約を締結する際には、契約書の作成を必要とする。

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に参考に作成された予定価格の制限の範囲内で、入札管理責任者が入札説明書で指定する要求事項のうち、必須とした項目の最低限の要求をすべて満たしている提案をした入札



者の中から、入札管理責任者が定める総合評価の方法をもって落札者を定めるものとする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、評価の最も高い者を落札者とすることがある。

- 6. 問合せ先(メールでの問い合わせを原則とする)
- (1) 入札説明書等に関する問い合わせ

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター サイバーメトリクスグループ 鹿野 (しかの)

E-mail: cm-info@jpcert.or.jp

(2) 入札行為に関する問い合わせ先

一般社団法人 JPCERT コーディネーションセンター 総務部 経理担当 小島 (こじま)、高崎(たかさき)

E-mail: soumu@jpcert.or.jp



#### 新インターネット定点観測システム開発作業内容(仕様書)

#### 1. 件名

2020年度「新インターネット定点観測システムの開発」

#### 2. 目的

各地域にインターネット定点観測システム用センサーを設置し、観測データを参加組織間で共有する。 本取り組みは、増え続けるサイバー攻撃やマルウエア拡散などの早期発見、対応を目的としている。 また参加者間に対して定点観測データを共有するための枠組みを構築し、集計・統計などの指標を用いて現状を可視化するシステムを開発する。各ユーザは、観測データや可視化したデータにアクセスしサイバー空間の現状の把握やクリーンアップ活動を推進しセキュリティレベルの向上を図る。

#### 3. 事業の内容及び実施方法

- (1) 定点観測機能の開発
  - ・グローバルIPアドレス上に設置したセンサー宛に届いたパケット情報を記録すること
  - ・観測結果は定期的に暗号化通信を行いサーバと適切な認証後送信すること
  - ・サーバとは定期的に通信を行い必要に応じて、コマンドの実行やプログラムのアップデート が実行できること
  - ・センサーはLinux (Redhat/Ubuntu) で動作し、生成用のスクリプト等を用いて生成できること

#### (2) クラウド基盤機能の構築

- ・各センサー(当面10000台程度)からの通信を確立し送信されてきたデータを検証後クラウド 上に保存する機能や、各センサーに対して命令が行えること
- ・センサー以外のデータもクラウド上に保存が
- ・格納されたデータは適切な方法で検索が行え、集計用のデータ生成ができること
- ・APIを実装し、リクエスト毎にデータの出力が行えるようにすること

#### (3) ユーザリクエスト機能

- ・ユーザ(当面300ユーザ)、組織(おおよそ100組織)毎のコンテンツ表示を行うためにユーザIDとパスワードを入力する認証画面の構築を行う
- ・各ユーザに対してはブラウザやメール等を用いて通信が行え、それぞれにカスタマイズされたコンテンツが提供できること

#### (4) データ連携機能

- ・保存されたデータに紐づけられるため、外部データを検索するモジュールを開発し、関連された データが存在する場合は、紐づけて保存すること
- ・各モジュールは非同期で動作しキュー管理を行うこと



# (5) 自動処理機能

- ・保存されているデータに対してトリガーに基づいて集計等の処理を行い生成されたデータの保存 を行うバッチ処理やその管理機能を実装すること
- ・ユーザにカスタマイズされたコンテンツを表示するためのサマリーデータの生成を行うこと

#### 4. 入札要件

- ・ インターネット定点観測システムに類するシステムの開発経験があること
- ・ クラウド環境のシステム開発経験があること
- · Javascriptを使用したWEBアプリケーション開発経験があること
- ・ IPv4/IPv6に関する基礎的な知識があること

#### 5. 実施期間

2021年3月31日(水)までに納品し、検収を受けること。

## 6. 成果物

- i. 各種生成したプログラムやスクリプト
- ii. 導入手順書、詳細設計書、基本設計書(DBスキーマ、NW構成、HW構成)
- iii. 単体テスト仕様書および結果、統合テスト仕様書および結果
  - ※i~iiiを記録した CD、DVDもしくはBD 正副各1部を納品すること。

## 7. 納入場所

JPCERT コーディネーションセンター



JPCERTコーディネーションセンターにおける入札は当該箇所に付き以下の予算決算及び会計令(国による歳入徴収、支出、支出負担行為、契約等について規定したもの)を準用して行うこととする。

# 予算決算及び会計令(抜粋)

(昭和22年4月30日勅令第165号)

### (一般競争に参加させることができない者)

第70条 契約担当官等は、売買、貸借、請負その他の契約につき会計法第29条の3第1項の競争 (以下「一般競争」という。) に付するときは、特別の理由がある場合を除くほか、当該契約を締結 する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

## (一般競争に参加させないことができる者)

- 第71条 契約担当官等は、次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後二年間一 般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者につい ても、また同様とする。
  - 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して 不正の行為をした者
  - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
  - 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者
  - 六 前各号の一に該当する事実があつた後二年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- 2 契約担当官等は、前項の規定に該当する者を入札代理人として使用する者を一般競争に参加させないことができる